

## 安達太良山登山道のマーキングにかかるルール

本ルールは、安達太良山登山道における安全確保のためのマーキングについて、関係者（行政機関（福島市、郡山市、二本松市、大玉村、猪苗代町、福島県（自然保護担当部局）関東森林管理局福島森林管理署、同会津森林管理署、東北地方環境事務所）及び団体（あだたら山の会、猪苗代山岳会、福島県自然保護協会、富士急安達太良観光株式会社）が集まり、半年間の意見交換を行った上で、「安達太良山登山道のマーキングにかかるルール」として策定されたものである。

1．安達太良山における登山道のマーキングを実施する場合は、従来からの取り組み状況を踏まえ、関係する行政機関及び団体（以下「関係者」という。）がボランティア等と調整のうえ行うこととする。

表登山口～県民の森口分岐点

奥岳登山口～乳首～牛ノ背～峰の辻～奥岳登山口、馬ノ背～鉄山避難小屋

塩沢登山口～笹平分岐、塩沢登山口～くろがね小屋

野地温泉登山口～旧土湯峠～新野地温泉登山口

横向温泉登山口～鉄山避難小屋、旧土湯峠口～箕輪山

沼尻登山口～牛ノ背、沼尻登山口～鉄山避難小屋

銚子ヶ滝登山口～乳首、銚子ヶ滝登山口～船明神山

公園事業として執行される道路（歩道）については、一義的には公園事業執行者が管理を行う。

2．登山道のマーキングに当たっては、事前に関係者において整備時期、箇所、方法、役割分担等について調整することとする。

なお、関係者において合同パトロールを実施し、マーキングの状況について共通認識を図ることとする。

3．登山道のマーキングを実施するに当たっては、事前に土地所有者に連絡し了解を得ることとする。

4．ガレ場においては、特に霧が発生しやすく迷いやすいことから、岩石にペンキを塗りマーキングをすることもやむを得ないものとするが、一般利用者からマーキング数が多いとの指摘もあることから、マーキングの数や大きさ、距離等については、事前に関係者において検討し、適当な数量・大きさとするものとする。なお、ペンキを使用する際は、赤丸白縁取りを基本とする。

5．樹林帯においては、原則として、樹木のペンキによるマーキングは行わず、樹木の枝

への赤布の巻き付けにより対応することとするが、極めて利用者が少なく定期的に管理を行うことが困難な箇所、霧の発生、藪こぎなどにより迷いやすい箇所については、事前に関係者において検討し、適当な手法を選定するものとする。

6．積雪により岩石にマーキングすることが困難な場合は、原則として、しの竹の先に赤布を巻き付けたものを設置することとするが、設置数は必要最低限とすることとする。

7．マーキングに使用する素材は、原則として環境に配慮したものを使用し、自然に還るのに時間を要する素材は使用しないこととするが、火山性ガスの影響等により著しい脱色や腐敗が懸念される場合にあっては、事前に関係者において検討し、適当な素材を選定するものとする。

8．本ルールによらないマークについては、登山道整備時に関係者が発見した際に速やかに撤去または消去するとともに、当該マークについて関係者に周知することとする。

9．本ルールによることが困難であると判断される場合は、適宜関係者が集まって協議するものとする。

10．本ルールは、平成19年4月27日から適用するものとする。